

2 日韓の同床異夢*

—国交「正常化」前、日韓両国の経済「協力」論の変容と屈折—

シン ジェ ジュン
申 載 俊

はじめに

20世紀の日本と韓国は、文字通り「近くて遠い」関係にあった。このような関係は、アジア太平洋戦争の終戦により、両国間の植民地—被植民地関係が終わってから70年以上が経った今日でも変わらない。1965年に国交を再開して以来、両国は政治、経済、社会、文化など、諸方面で交流を拡大し友好関係を築いてきたが、その関係はいまだに不安定かつ心許ない状態にある。

その心許なさの原因であると同時に、1945年の解放以後、いまだに有効であり続けている日韓関係の重要な争点または課題の1つに、植民地期の支配—被支配関係の清算という問題がある。1951年以降、14年間にわたって行われた日韓会談と、その結果としての1965年の国交「正常化」は、ま

* 筆者は、「日韓国交正常化交渉および戦後日韓関係に関する基礎的研究」(科研基盤研究(B)(一般))の一環として、太田修教授が主催されている戦後日韓関係研究会の第6回研究会(2017年9月)において、「国交正常化以前における日韓経済協力論の3つのコンテキストと含意」というタイトルで発表を行った。そのとき作成した発表文は、大幅に修正を加えたうえで学術誌に掲載し(『국교정상화 전, 한일경제협력 논의의 전개와 성격』『歴史學報』238輯、2018年6月)、また、その一部を博士論文(『1960년대 한국의 대일청구권 및 '경제협력' 교섭 연구』ソウル大学校国史学科、2019年8月)に含めた。本稿は同志社コリア研究叢書の趣旨や、本書第1部のテーマ(過去をめぐる葛藤)に合わせて、上記研究会の際に作成した発表文に、上記の雑誌論文および博士論文の内容、新たに発掘した資料を加えて、再構成したものである。

さにこの問題を扱った、あるいは扱おうとしていた場であった。それとともに、国交「正常化」は、植民地期の支配—被支配関係の清算という問題をめぐる日韓両国の合意の産物でもあった。

また、1945年から1990年にかけての冷戦期における日韓関係の重要な分岐点になったという点でも、日韓会談と国交「正常化」は大きな意義を有している。過去事の清算という課題が不完全な形で封印されるいっぽうで、両国の関係は、かつてのような形式的な関係から、政治、経済全般にわたる実質的な関係に変わりはじめた。さらに、ここに米国のアジア戦略まで重なり、日韓関係は、安全保障を含む、より重層的かつ複合的な性格に変わっていった。

このように歴史的、現実的な層位が重なる現代の日韓関係を象徴する断面が、経済協力である。両国が過去を埋める代わり^{うず}に取り出したのは、互惠平等の原則にもとづく友好協力関係の促進であった。修交直後、最も注目を浴びたのは経済分野における協力であった²。対日屈辱外交を批判したり憂慮したりするいっぽうで、自主的な協力や実利外交の可能性を擁護したり模索したりするなかで、請求権資金をはじめとする、借款や貿易など一連の経済協力は、日韓関係の方向を決める舵になった。したがって、両国の今日について理解するためにも、その淵源とも言える国交「正常化」を前後する時期、両国政府間で行われた経済協力をめぐる議論の様相や性格について考察する必要がある。

1960年代初めの日韓関係については、すでに多くの研究がある。例えば、

1 1965年、日韓両国が基本条約を締結して外交関係を樹立したことを、しばしば国交「正常化」と表現する。断絶していた国どうしの関係が再開したという点では、政治的、外交的に「正常化」したとすることもできるであろうが、そこに過去事の適切な清算まで含まれているのかは疑問である。1965年に両国は果たして関係を「正常化」したのか。この問いは、本稿の根底を流れる問題意識であり、議論の出発点でもある。

2 日刊紙のなかには、国交正常化後10年間の日韓関係は、経済関係に象徴されると書いているものもある（「韓・日「国交正常化」10年」『東亞日報』1975年12月19日、3面）。

日米韓3国における新政府の発足など国際政治的な背景を分析した研究³、日韓会談の交渉過程を分析した研究⁴、両国の経済関係を分析した研究⁵などを挙げるができる。とりわけ、これらの研究によって明らかにされた、両国が植民地清算という問題を棚上げにして、いわゆる経済協力というやり方で、日韓会談を妥結するに至った過程に対しては、多くの研究者から注目と批判が寄せられた。

もっとも、「経済協力」の名のもとで、両国政府が交わした議論の内容や、そこに込められた双方の意図、またそれが貫徹したか、それとも挫折したか、などについては、これまであまり注目されてこなかった。以下で述べるように、経済協力は、請求権会談を妥結するための政治的手段として日本が韓国に対して提案したものであった(1章)。しかし、韓国は日本の提案をそのまま受け入れることはせずに、議論の性格を変えることを試みて

³ 代表的な研究としては、以下の研究を挙げるができる。이종원 「한일회담의 국제정치적 배경」 민족문제연구소編 『한일협정을 다시 본다』 아세아문화사, 1995年; 李鍾元 「日韓會談의 政治決着と米國——「大平・金メモ」への道のり」 李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著 『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ 東アジア冷戦編』 法政大学出版局, 2011年; 이원덕 『한일 과거사 처리의 원점: 일본의 전후처리 외교와 한일회담』 서울대학교 출판부, 1996年; 박진희 「한·일협정 체결과 '지역통합전략'의 현실화 -한·미·일 3국의 인식과 대응을 중심으로-」 『역사와 현실』 50卷, 2003年12月; 박태균 「한일협정 과정에서 나타나는 미국과 일본의 이해관계와 그 특징」 한일관계사연구논집 편찬위원회編 『해방 후 한일관계의 쟁점과 전망』 경인문화사, 2005年。これら以外にも、数多くの研究がある。

⁴ 請求権会談の場合、오오타 오사무, 송병권・박상현・오미정訳 『한일교섭-청구권문제 연구』 선인, 2008年(原著は『日韓交渉: 請求権問題の研究』クレイン, 2003年(新装新版: 2015年)); 木宮正史 「韓国の対日導入資金の最大化と最適化」 李鍾元・木宮正史・浅野豊美, 前掲書, 2011年; 장박진 『미완의 청산 -한일회담 청구권 교섭의 세부 과정』 역사공간, 2014年; 吉澤文寿 『戦後日韓関係: 国交正常化交渉をめぐって』クレイン, 2005年(新装新版: 2015年); 유의상 『대일외교의 명분과 실리: 대일청구권 교섭과정의 복원』 역사공간, 2016年などを挙げるができる。

⁵ 류상영 「한국의 경제개발과 1960년대 한일 경제관계 -민간 경제외교를 중심으로」 『한국정치외교사논총』 24卷2号, 2003年2月; 이현진 「박정희 정부 초기 대일경제협력정책의 추진 과정」 한국정치외교사학회編 『한국 근현대 정치와 일본Ⅱ』 선인, 2010年; 이현진 「국교정상화 이후 한일경제협력 논의의 전개과정」 『사립』 35号, 2010年2月などを挙げるができる。

いた(2章)。韓国のこのような意図をよく示しているのが、「先国交、後経済協力」の原則と貿易問題である。もっとも、結果的に、韓国の意図が日本に受け入れられることはなく、交渉は異なる様相を見せながら展開していった(3章)。

「協力」という言葉には肯定的なニュアンスが含まれている。そのため、一見すると「経済協力」という言葉にも、肯定的、友好的な意味が込められているかのように感じられるかもしれない。しかし、この時期の日韓関係において、経済協力をめぐる議論のコンテクストは極めて多様であり、その含意も多面的であった。したがって、日韓会談が妥結に至る過程、ひいてはそこから始まった日韓関係の性格を吟味するためには、このように、経済協力をめぐる議論の様々な層位を分けて考える必要がある。また、これは日韓会談や日韓関係の歴史性を批判的に明らかにするための作業でもある。

1. 登場：請求権会談妥結のための政治的手段という日本の構想

日本の植民地統治、ひいては戦争遂行に動員されたことに対する韓国からの被害補償要求または賠償要求は、日本と連合国との間の講和条約の締結を経て、民事および財政上の債権債務関係を意味する「請求権」に縮小ないし圧縮された。しかし、それさえも1950年代、日本が韓国に対して逆請求権を主張したことにより、議論の進展はもはや期待できなくなった。このように膠着ないし小康状態に陥っていた問題の解決の糸口になったのが、1960年代に登場した「経済協力」の論理である⁶。

⁶ 政府が行うか、民間が行うかを問わず、援助を、無償または贈与の性格が強い資本や技術の移転と定義するとすれば、経済協力は、これに加えて、商業上の直接投資や輸出信用などを含む、より包括的な概念として定義できる(国際経済研究院編『戦後国際経済30年史(3)経済協力篇』国際経済研究院、1977年、4頁、15～16頁)。日本政府も概ねこのような分類方法に従っている(通商産業省編『経済協力の現状と問題点』通商産業調査会、1966年、38～44頁)。

経済協力の論理が登場した背景には、遠くは国際経済協力を重視する世界的な趨勢が⁷、近くは米国の対外経済政策の変化や日韓関係の回復を強く求める態度があった。1961年に発足した米国のケネディ (J. Kennedy) 政権は、累積債務の減少を目的としてドル防衛政策を経済政策の基調に据えた。それにともない、軍事援助と経済援助との明確な区別、経済援助中心の援助計画、援助から借款方式への切り替え、バイ・アメリカン (Buy American) 政策の強化など、対外経済政策にも修正が加えられた⁸。

その延長でケネディ政権はアジアの低開発国における経済開発を重視した。これにより、韓国に対する経済政策も、軍事援助を中心とする「安定」に重点を置く政策から、「成長」を誘導する、より積極的な政策に変化した。韓国社会に蔓延する不正腐敗を指摘し、米国の対応を促した、在韓米国経済使節団 (U.S. Operations Mission, USOM) 副団長ファーリー (H. Farley) の作成にかかる報告書は、このような認識の転換を象徴している⁹。その直後、大統領の指示によって組織された韓国問題緊急対応チーム (Korea Task Force) は、国家安全保障会議 (United States National Security Council, NSC) に提出した報告書のなかで、「国家開発計画」を策定し、これを積極的に支援すべきであると訴えた¹⁰。

いっぽうで、ケネディ政権は、アイゼンハワー (D. Eisenhower) 前政権の

⁷ 国際経済協力は、第2次世界大戦前後に作られたものであり、米国が自由陣営国家に対して政治的な目的で提供した「贈与」援助がきっかけであった。1950年代後半以降、先進工業国の海外投資が活発になるにつれ、経済的な性格が強くなり、1960年代になると、援助が中心であった1950年代と比べて、「協力」の性格がより強まった。1961年に国連総会が1960年代を「第1次国連開発の10年」と設定したことは、このような流れをよく示している (国際経済研究院、同上書、32～34頁、41～42頁)。

⁸ 国際経済研究院、同上書、32頁；財務部・韓国産業銀行編『韓国外資導入30年史』財務部・韓国産業銀行、1993年、63頁。

⁹ 「팔리 보고서」(1961年3月15日) 국가기록원編『1960년대 초반 한미관계: 1961～1963 (상)』국가기록원、2006年。

¹⁰ 박태균『원형과 변용: 한국 경제개발계획의 기원』서울대학교 출판부、2007年、257頁。

対外政策であるニュールック戦略 (New Look) を、オールドルック (Old Look) であると批判し、積極的に対外政策を展開していくことを明らかにした。最初の対日政策に関する基本文書では、「低開発国の経済発展に対する日本の貢献と責任分担」を求め、特に「韓国に対して大規模な経済援助を奨励すること」を具体的な行動指針の1つに挙げていた¹¹。

また、当時、ベトナムへの軍事介入を拡大していた米国にとって、日韓国交樹立は、自国の負担のさらなる軽減を意味していた。ラスク (D. Rusk) 国務長官は、NSCにおいて、米国は日韓関係の正常化に、より積極的に取り組む必要があると指摘し、マコノギー (W. McConaughy) 駐韓米国大使も、離韓レポートのなかで同様の意見を示した¹²。日韓関係に対して米国は、公式的には不介入の立場を取り続けていたが、水面下では、国務部やソウルおよび東京の米国大使館を中心に、関与の幅を広げていった。

日本でもこのような変化を受け入れる体制が整えられた。まず、1960年7月、岸信介の後を継いで池田勇人が第58代内閣総理大臣に就任した。池田政権は「低姿勢」や「所得倍増」に集約される経済重視政策を標榜した。そのいっぽうで、安保闘争により退陣した前政権を意識して、革新勢力の反対を引き起こすおそれのある外交懸案については極めて慎重に扱った。日韓会談についても「第2の安保闘争の火種」になることをおそれ、当初は積極的に対応しようとしなかった¹³。もっとも、外交面では対米協調を基本原則としていたため、韓国問題をめぐる利害調整の余地は残されていた¹⁴。

¹¹ 이종원, 前掲論文, 1995年, 46~49頁。

¹² "Telegram From the Embassy in Korea to the Department of State" (1961.04.11), FRUS 1961-63, Vol. XXII, China; Korea; Japan.

¹³ 이종원, 前掲論文, 1995年, 50頁; 이원덕, 前掲書, 1996年, 133頁。

¹⁴ これに先立つ1960年1月の日米安保条約において、ケネディおよび池田勇人の前任者であるアイゼンハワーおよび岸信介は、両国の経済協力を促進することに合意した。この直後のカナダ訪問でも、岸は、日本は後進国の開発において積極的な役割を担っていくと発言した。米国の低開発国(後進国)の援助政策が変化するなか、このような日本の役割の変

さらに重要なことは、経済面でも日韓間の経済交流の活性化が必要であったということである。1950年代半ばから1960年代初めにかけて、日本経済は、1958年前後のなべ底不況を除けば、「建国」以来といわれる神武景気と、それを凌ぐといわれる岩戸景気とを経験した。経済成長率がプラスの範囲で推移する「成長率循環」の段階に入っており、朝鮮特需に依存しなくても、国際収支が均衡している「自立」を達成した。「もはや戦後ではない」という、よく知られたフレーズが登場したのも、このときである¹⁵。

もっとも、外貨の蓄積が不十分であったため、成長の壁または「国際収支の天井」に周期的にぶつかった。財界ではその克服を重要課題とみなしていたため、日本と隣り合っている韓国との国交再開や経済交流にも興味を示した¹⁶。関西地方の財界や在日韓国・朝鮮人の経済人を中心とする日韓経済協会は、韓国経済を調査し研究するとともに、数度にわたって経済視察団を派遣するなど、民間経済交流を主導していった¹⁷。

わっていく兆しを、当時の韓国人も敏感に感じ取り、注意深く見守っていた（「美・日新協定の調印」『思想界』80号、1960年3月）。

¹⁵ 다케다 하루히토, 최우영訳『고도성장』어문학사, 2013年、101～104頁（原著は、武田晴人『シリーズ日本近現代史⑧ 高度成長』岩波新書、2008年、80～83頁）。

¹⁶ 吉澤文寿、前掲書、2015年、147頁；木村昌人「日本の対韓民間経済外交——国交正常化をめぐる関西財界の動き——」『国際政治』92号、1989年10月、117～118頁。この時期、日本で発行された様々な雑誌からも、このような関心（否定的な見方も含む）を読み取ることができる。このような記事としては、小木曾功ほか「特輯：滑り出す日韓経済協力」『エコノミスト』40巻12号、1962年3月；「シンポジウム「日韓経済協力」の問題点」『朝鮮研究月報』23号、1962年3月；中保与作「日韓経済協力の進路——忘れてならない対日警戒心」『世界週報』45巻3号、1964年1月；小木曾功「日韓経済協力と韓国経済再建」『コリア評論』6巻6号、1964年9月；「日韓経済協力の思想——日本の潮」『世界』226号、1964年10月、などを挙げるができる。

¹⁷ 日韓経済協会の活動については、先に挙げた木村昌人（1989年）の論文や、日韓経済協会編『日韓経済協会30年史』日韓経済協会、1991年を参照されたい。韓国経済協議会を中心とする韓国経済界も、日韓経済協力に積極的に参加していた（전국경제인연합회編『전경련 40년사』전국경제인연합회、2001年）。もっとも、このような流れや政財界の積極的な態度と比べると、政府の立場は相対的に慎重であったと言える（이현진, 前掲論文、2010年、285～287頁）。

政治的にも日韓関係の改善を求める声が徐々に高まっていった。とりわけ、自民党右派を中心に、積極的な対韓政策を求める動きが活発になっていった¹⁸。韓国の失敗は極東の自由主義陣営全体の危険につながるという、いわゆる釜山赤旗論または反共防壁論が、彼らの論理であった。1961年4月、石井光次郎自民党副総裁を中心に自民党内に日韓問題懇談会が設置されたが、その初会合ではこのような積極的な対韓経済援助の方針が確認された¹⁹。

日本政府もこのような意見を次第に受け入れるようになっていった。1961年6月20日から21日にかけて、ワシントンで開かれた日米首脳会談では韓国問題についても取り上げられた。会談では日本から先に、韓国と修交したいという旨の意思表示がなされた。また、反共体制を維持するためには経済援助が不可欠であるが、修交に先立って日本が韓国に援助を申し出れば、かえって韓国の反発を引き起こす恐れがあること、日本の対韓援助のきっかけを米国が準備してくれるならば、日本はそれに沿って援助を進めることなども明らかにされた²⁰。

¹⁸ 岸信介もその1人であった（金東祚『回想 30年 韓日會談』中央日報社、1986年、214頁）。

¹⁹ 오오타 마사무, 前掲書、2008年、215頁 [太田修、前掲書、2003年、152頁。以下では、韓国語翻訳版の該当頁の横に、日本語原著の該当頁を〔 〕に入れて表記する]。

²⁰ このような発言は、日韓関係に積極的な集団の世論を受け入れたものであると同時に、対米経済交渉における協商手段の1つとしての意味も有していた（이원덕, 前掲書、1996年、135～136頁）。浅野豊美の最近の研究によれば、この会談において日米両国は、約20億ドルに達する日本のガリオア対米債務を大幅に減額する債務返済協定（日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）に原則的に合意した。これは、日本が海外経済協力に積極的に乗り出すことに対する実質的な対価であると同時に、日韓間の請求権および経済協力に関する枠組みを作る有力な背景にもなった（浅野豊美「日韓国交正常化の原点——法的請求権と政治的請求権、そして異次元の経済協力との併存」吉澤文寿編『歴史認識から見た戦後日韓関係：「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年、141～148頁）。また、浅野は、1961年、1962年頃から、日本政府内に対外経済協力審議会が設置されるなど、国家全体の経済政策の一環として経済協力を行おうとする動きが見られるようになるが、これが請求権問題につながっていったとも指摘している。

経済協力は、このような流れとともに、より直接的には、日韓会談における請求権交渉を突破するための日本の構想として登場した。日本は敗戦後、対日講和条約に基づいて東南アジア各国に戦後賠償を行った。この過程で、日本はビルマ（1954年）、フィリピン（1956年）、インドネシア（1958年）、南ベトナム（1959年）と賠償協定を結び、ラオス（1958年）およびカンボジア（1959年）とは経済技術協力協定を、タイ（1962年）とは経済協力協定を結んだ。協定の名称にかかわらず、これらの協定ではいずれも、発電所やダム、上水道の建設や、船舶やトラックの供与など、機材や役務を数年にわたって分割供与することが定められた²¹。

外務省が刊行した『日本の賠償——その現状と問題点』というパンフレットからは、日本政府が、賠償を、単に借りを返すことではなく、求償国との間に政治経済関係の礎を築き、そこに日本の輸出市場を確立すること、求償国の経済発展に寄与することを通じて、当該国国民の対日感情の好転を図ること、と認識していたことが分かる²²。外務省と同様に通商産業省（以下、通産省と称する）も、経済協力を通じて、低開発国との経済交流や貿易を拡大するという見解を有していた²³。賠償を経済協力という形で解決し、さらにこれを自国の経済発展につなげるという構想は、何ら新しさのない戦後日本の経済政策の根底をなすものであった。

日本政府は、このような構想を請求権問題にも適用した。1960年10月から始まる第5次会談に先立ち作成された外務省の内部文書には、請求権問題はひとまず保留にし、会談妥結のため一定の経済協力を行うという構想が見られる。つまり、対日請求権の放棄を条件として、謝罪の意味を含ま

²¹ もっともフィリピンの場合、戦争未亡人や孤児に対する慰労金名目で一部、金銭賠償を行った。日本が各国と結んだ賠償協定や、戦後賠償の内容については、永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償：アジア経済協力の出発』勁草書房、1999年を参照されたい。

²² 吉澤文寿、前掲書、2015年、149頁。

²³ 通商産業省編『経済協力の現状と問題点』通商産業調査会、1963年、序。

ない経済協力を行うということである²⁴。当時、外務省条約局長を務めていた中川融は、後日、NHKのインタビューにおいて、日本の金ではなく、日本の役務として支払うということであれば、経済発展にむしろプラスになると考えていた、と当時を振り返った²⁵。

1960年9月、伊関佑二郎外務省アジア局長は、関係部署との事前協議において、文化財や船舶などの一部贈与や、経済援助の実施を持ち出すことで、請求権問題への直接的な言及を避けた解決策を打ち出した。続く10月に外務省で開かれた会議では、請求権問題を修交後の課題として持ち越すのではなく、経済援助を活用して相互放棄に持ち込むという、より大胆な構想も飛び出した²⁶。実際に、第5次会談後の請求権交渉において、日本は、法理論や根拠書類の有無を盾に韓国からの請求権要求を無力化するとともに、請求権の代わりに経済協力で折り合いをつける方向に交渉を導いていった。

²⁴ 外務省北東アジア課「対韓经济技术協力に関する予算措置について」（1960年7月22日）；오오타 오사무、前掲書、2008年、212頁〔150頁〕；吉澤文寿、前掲書、2015年、149～150頁；이동준 編訳『일한 국교정상화 교섭의 기록 (일본 외무성 편)』삼인、2015年、410～411頁、1992年。NHKで放送されて以来、一部ではあるが、内容が知られていたこの文書の全文を発掘したのは太田修である。太田は九州大学図書館の森田芳夫文庫でこの文書を発掘した。この文書の筆写本は、日韓協定締結直後、森田芳夫がまとめた「日韓国交正常化交渉の記録 総説7」にも掲載されている（太田修「日韓財産請求権「経済協力」方式の再考——植民地支配正当論、冷戦、経済開発」吉澤文寿編、前掲書、2019年、115～118頁）。なお、日本政府がこの文書を全面的に公開したのは、2020年2月のことである。この資料をもとに、太田は、日本政府内において請求権問題に対する経済協力方式が初めて提起され、本格的に議論され始めた時期を1960年7月以降とした。

²⁵ 오오타 오사무、前掲書、2008年、212～214頁〔151頁〕。

²⁶ 장박진、前掲書、2014年、539～541頁。

2. 変容：「先国交、後経済協力」の原則と貿易問題を前面に押し出した韓国の対応

(1) 「先国交、後経済協力」の原則

このように膠着状態にあった請求権問題を解決するための手段として、日本は経済協力を持ち出してきたが、これに対して韓国はどのように対処したのであろうか。まず、当時の韓国の国内情勢について見る。1959年には、日本との対立が臨界レベルに達しただけでなく、2・4保安法波動や進歩党事件などを経て、米国との対立も深刻な状態に陥った。韓国が国を挙げて反対していたにもかかわらず、日本が在日韓国・朝鮮人の帰国事業を行ったことについて、韓国の友邦国であるはずの米国は、韓国ではなく日本の肩を持つという認識も韓国国内に広がった。

しかし、1960年の4月革命以後、それまで李承晩^{イ スンマン}政権がとってきた強硬一辺倒の外交政策に対して、批判的な見方が登場してきた。つまり、外交の基本は国力であり、「脅迫や恐喝を通してでは」なく、冷静な現実認識のもとづいて行われなければならないという主張が、力を得るようになったというわけである²⁷。それにともない、在日朝鮮人の帰国事業に対抗するために中断していた日本との貿易も再開した²⁸。許政^{ホ ジョン} 過渡政権^{チヨンテクボ}の全澤瑯

²⁷ 「社説 對日關係가 보여준 外交活動의 拙劣性」『東亞日報』1959年2月17日、1面。このような例として「微妙해지는 韓・美・日 三角關係」（『思想界』82号、1960年5月）や田靜「韓日會談에 提議한다」（『思想界』87号、1960年10月）を挙げることができる。これら2つの記事の筆者は、李承晩政権は「形勢がどちら帰すかも理解せず無謀な行動」対外的に取っており、また「感情的であって、科学的根拠に乏しく」、「論理にも条理がなく、冷静さも欠いて」いる主張をしているが、このような対日外交は、「新たな外交担当者によって一掃」されなければならないと批判した。

²⁸ 韓国は、日本政府による在日韓国・朝鮮人の帰国事業に対抗するため、1959年6月、対日通商を中断した。しかし、対日輸入の財源は、米国を媒介とする国際協力局（ICA）による援助資金に大きく依存していたため、実質的には、全面中断の効果は薄かった（신재준 「1959년 이승만 정부의 대일통상중단조치와 미국」『역사비평』115号、2016年5月）。

商工部長官は、日韓通商のさらなる自由化を明らかにし²⁹、後任の呉禎洙^{オジヨンス}長官も、外交と交易とは分けて扱うことを明らかにした。6月には、コメ3万トンの輸出契約が結ばれるなど、具体的な進展があった³⁰。

また、新たに成立した過渡政権とそれに続く軍事政権は、対日関係全般にわたって改善の意向を示していた。過渡政府は、5つの施政方針のうち、日韓関係の正常化を最重要外交課題に挙げ、相互理解を深めるため、日本の新聞社に勤務する記者の入国を許可すると発表した³¹。1960年7月29日に行われた第5代総選挙の後、民議院で行われた国務総理就任演説のなかで張勉^{チャンミョン}は、日韓会談を再開することを明らかにした³²。このような協力的な雰囲気は、同年9月の、日本の閣僚としては初となる小坂善太郎外相の韓国訪問につながった。1961年5月に成立した軍事政権も、日韓会談を再開して課題を迅速に解決したいという立場であった³³。

それだけでなく、張勉政権および軍事政権は、対内的に経済第一主義を標榜し、経済成長を優先課題として設定していた。特に軍事政権にとっては、クーデターの正当性がかかった問題であった。いっぽうで、1950年代の韓国経済を支えていた米国からの援助は、1957年をピークに減少に転じた。1950年代後半から、輸出の増大方法や、減少分の援助の補填方法など

²⁹「韓日通商擴大에 重大轉機」『東亞日報』1960年5月1日、1面。1954年以降、事実上禁止されていた一般外国為替による交易を認める方針も明らかにされた。1961年2月、韓国政府は外国為替による対日輸入制限を廃止したことを伝えた（이동준 編訳、前掲書、2015年、447～448頁）。

³⁰「對日外交와 通商政策分離」『東亞日報』1960年6月4日、1面；「쌀輸出覺書 24일에 調印」『京郷新聞』1960年6月24日、1面。コメの輸出は、帰国事業中の1959年末から1960年初めにかけて、抑留漁民の釈放と引き換えに提案された問題である（이동준 編訳、前掲書、2015年、334～336頁）。

³¹「虛勢를 버리고 實質的 反共態勢強化」『朝鮮日報』1960年5月3日、1面。

³²「統韓・유엔加入」外交強化，韓日會談再開도 急務」『東亞日報』1960年8月28日、1面。

³³「軍事革命으로 自由와 民主救出 金外務會見談」『京郷新聞』1961年6月29日、1面。

について模索しなければならないという認識が広がり始め³⁴、「朝野の識者たちの切実な関心事」になった³⁵。外資の導入がこれまで以上に切実に求められるようになるなか³⁶、日韓関係の経済的側面を重んじる見方が台頭してきた。

政府記者団の会見において、張勉は、経済を発展させるため、米国以外の自由主義諸国とも相互協力する意思があると語った。とりわけ、経済発展に協力するという日本の提案については、韓国経済に「有助の道を開くもの」であると信じており、日本政府が具体的な計画を提示すれば検討していきたい旨を明らかにした³⁷。「日本が誠意をもって無条件の経済援助をするというならその提議を検討した後に受諾するだろう」と述べたのである³⁸。軍事政権は、5・16軍事クーデターの直後、^{チュドクシン}崔徳新を団長とする特使団を日本および東南アジアに派遣して経済協力への道を模索した³⁹。

しかし、このように経済協力が取りざたされるようになるにしたがい、それに対する懸念も自ずと高まっていった。特に韓国では、経済協力と請

³⁴「外資를 끌어 오자면」『思想界』72号、1959年7月；「外援削減의 影響과 對策」『思想界』77号、1959年12月；高承濟「轉換期에 선 韓國經濟의 展望과 課題」『思想界』79号、1960年2月；夫琮熾「經濟援助의 反省-方式과 運營의 合理化를 爲하여-」『思想界』84号、1960年7月。

³⁵夫琮熾「美國의 對韓援助史(上)」『思想界』88号、1960年11月。

³⁶禹容海(經濟企画院外資導入局長)「외자도입은 왜 서둘러야 하는가」『비즈니스』2卷1号、1962年1月。

³⁷「日의 經濟協調 提議, 우리에 有助 使節派韓 反對않는다」『東亞日報』1960年8月21日、1面。

³⁸『東亞日報』1960年9月8日記事(오오타 오사무、前掲書、2008年、193頁〔137頁〕を再引用)。

³⁹5・16軍事クーデターの直前の1961年5月6日から12日にかけて、衆議院議員8名が韓国を非公式訪問している。彼らは訪韓に先立ち、各界人事と日韓関係全般、とりわけ経済問題について話し合いたい旨を明らかにし、彼らと経済4部長官との面談では、様々な経済問題について議論した。なお、日本の議員団は、野田卯一、田中角栄、田中龍夫、田中栄一、福田一、金子岩三、床次徳二、田口長治郎議員の8名および秘書1名、伊関佑二郎外務省アジア局長および北東アジア課事務官2名の計12名であった(『일본 중의원 의원단 방한, 1961. 5. 6~12』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：858、分類番号：724.52))。

求権との関係や、それが請求権に及ぼす影響などが大きな注目を浴びた。国交を正常化するためには、何よりも、植民地支配に対する適切な清算が必要であり、請求権はその象徴であった。経済協力という波が押し寄せる場合、請求権の問題が経済協力に押し流されてしまうかもしれない、という不安や危機感が韓国社会に大きく広がっていた。しかし、これは単なる杞憂ではなかった。

1960年12月の段階で、韓国の一部マスコミは、日本が対日財産権の放棄を前提として韓国に約6億ドルの資金および技術の援助を非公式に提案し、米国もその受け入れを韓国に要求しており、しかも韓国政府もその受け入れを非公式に検討している、という政府の高位関係者の伝言を報道している。翌年3月には、請求権問題で妥協する場合、日韓経済協力の原則に基づき、日本が提唱した経済援助の範囲も同時に決定して公表しようという意見が、日韓会談の代表団の一部から出されているという報道もなされた⁴⁰。

そのため、第5代国会（1960年8月8日～1961年5月16日）では、^{ミングワンシク}閔寛植をはじめとする野党議員30名余りが「外交行政等に関する質問要旨書」を民議院に提出し、小坂外相の訪韓声明のなかに謝罪が見られないことや、修交を急ぐあまり韓国が一方向的に譲歩していることなどを批判した⁴¹。また、新民党は、政府の対日借款交渉は時期尚早であると批判するとともに、借款交渉に先立ち、賠償問題を解決し、国交を正常化すべきであると主張した⁴²。

⁴⁰ 「韓國의 財産請求權拋棄前提 日, 6億弗援助를 提議」『東亞日報』1960年12月12日、1面；
「財産請求額數 本會議서 決定 豫備會談은 극히 順調」俞代表歸國談『東亞日報』1961年3月23日、1面。太田によれば、後者の記事は請求権と経済協力を結び付けた代表団の解決案について、最初に報道した記事である（オオタ オサム、前掲書、2008年、194頁、198～199頁〔138頁、141頁〕）。

⁴¹ 「제37회 국회 민의원 속기록」第9号、民議院事務処、1960年9月12日（オオタ オサム、前掲書、2008年、202頁〔143～144頁〕を再引用）。

⁴² 「對日借款은 尚早」『東亞日報』1961年1月10日、1面。

1961年初めには、対日資本の導入をめぐる野党が激突するという事件も起きた。その発端は、与党民主党の政策委員会が、修交前であっても在日韓国・朝鮮人の財産持ち込みや、民間貿易における売掛を認めるという方針を立てたことであった⁴³。それに先立ち、張勉および国務委員は、国会に出席して、修交に先立って援助や借款を導入することは考えていない、もっとも「対日経済協力または日本資本の導入」と通商とは異なるものであり、通商を妨げるものではないと明らかにしていたが⁴⁴、野党は既存の約束を正面から覆すものであるとして批判した。

1961年2月に民議院で可決された「日韓関係に関する決議文」は、このような流れのなかで生まれたものである。同決議では、「自由陣営の結束強化という冷戦の観点から、日韓関係の改善と守護に全的に賛同しつつも……互恵平等の原則の貫徹という民族を挙げての要求と必要に応じて解決」する必要があると主張されている。また、現行の通商以外の経済協力については、どのような形であれ、正式に国交が結ばれた後、国家の統制のもとで、経済発展計画と照らし合わせながら、国内産業が浸食されない範囲でのみ行われなければならないと主張されている⁴⁵。

野党やマスコミからの激しい反発を受け、政府も釈明せざるを得なかつ

⁴³「産銀法改正案 月末까지成案」『京郷新聞』1961年1月22日、1面。日本の経済的侵略と、それによる従属に対する不安が強かったこの時期、相対的に注目されていたのが在日韓国・朝鮮人の資本であった。日韓関係という大きな枠組みから、在日韓国・朝鮮人経済界と接触し、彼らの財産を国内に搬入しようとする試みが活発になされていた。詳しくは、신재준「1963~65년, 박정희 정부의 교포재산반입제도 운용」『한국문화』69号、2015年3月を参照のこと。

⁴⁴「韓日問題・地方選挙 등 報告」『京郷新聞』1961年1月14日、1面。

⁴⁵「제38회 국회 민의원 속기록」第18号、民議院事務処、1961年2月3日（오오타 오사무、前掲書、2008年、204~205頁〔144~145頁〕を再引用）。このほか、対日国交は「制限外交」から漸進的に「全面外交」に進展させなければならないということや、「平和線」は尊重され守られねばならないこと、両国間の歴史的および重要な懸案の解決、とりわけ日本の植民地支配による損害や苦痛の清算がなされた後でなければ、正式な国交は樹立不可能であるということが決議された。

た。張勉は、郭尚勳^{カクサンフン}民議院議長に対して、「国民が望むのであれば、国交正常化に先立ち、日本から資本を導入したり、大規模な経済視察団を招き入れたりすることはしない」と約束した。クーデター直前にも、張勉は同様の立場を数度にわたって確認している⁴⁶。

このような政策の基調は軍事政権にも引き継がれた。クーデター直後、金弘壹^{キムホンイル}外務部長官は、修交に先立って日本と経済協力をするのではないという立場を明らかにし、6月には、請求権などの懸案の解決なくして国交正常化はないという方針も確認した。また、経済援助は、財産請求権とは別の問題であり、これらを混同してはならないと訴えた⁴⁷。朴正熙^{パクジョンヒ}議長も、就任後初の訪米および訪日の直後に行った記者会見で、請求権と経済協力とは別物であるという政府の姿勢に変わりはなく、経済協力は請求権を解決し、国交が正常化された後になってはじめて行われるものであると述べた⁴⁸。

(2) 貿易問題の提起

韓国は日韓会談の早期妥結を懸念する国内世論を反映して、いわゆる「先国交、後経済協力」という原則を打ち出した。いっぽうで、貿易問題では新たなカードを取り出し、対日交渉に当たった。すでに1950年代から、対日貿易は激しい入超の不均衡状態に陥っていた。1960年から1962年にかけても、対日輸入は輸出の3～4倍を記録していた(表1)。是正が必要である

⁴⁶『東亞日報』1961年1月24日および5月10日記事(オオタ オサム、前掲書、2008年、195頁、197～198頁〔139～140頁〕を再引用)。

⁴⁷丁一權^{チョンイルグァン} 商工部長官も、日本の対韓援助説は修交後に検討すべき問題であるとして、歩調を合わせた(『東亞日報』1961年5月27日、6月17日、6月18日、6月24日記事(オオタ オサム、前掲書、2008年、241～242頁〔175頁〕を再引用))。

⁴⁸「革命政府는 自由民主主義를 信奉 朴議長, 7日 内外記者會見」『朝鮮日報』1961年12月7日、1面;「美援助規模 數日内判明 “民主政治엔 經濟復興이 先決” 朴議長, 訪美歸國後最初의 記者會見」『東亞日報』1961年12月8日、1面。

表1 韓国の年間輸出入額および対日輸出入額の推移（1960～1962年）

（単位：100万ドル）

年度	輸出額*1	対日輸出額 （総輸出額に 占める割合）	輸入額*2	対日輸入額 （総輸入額に 占める割合）	対日輸出入 の割合
1960年	32.8	20.2(61.6%)	343.5	70.4(20.5%)	1：3.49
1961年	40.9	19.4(47.4%)	316.1	69.2(21.9%)	1：3.57
1962年	54.8	23.5(42.9%)	415.2	109.2(61.0%)	1：4.65

（出典）韓国銀行『経済統計年報』1960年度～1962年度、「輸出入総括」、「国別の輸出」、「国別の輸入」をもとに作成。

（備考）（ ）内の数値および対日輸出入比率は、資料をもとに筆者が計算。一部の原資料では、数値の単位を1,000ドルに設定しているが、本稿では読みやすさを重視して、100万ドルに設定した。

*1 一般貿易、保税加工貿易、その他を合わせた総額。

*2 公共援助、借款、救護、その他を合わせた総額。

という問題意識は、かなり早い時期から存在した。

これに関して、5・16軍事クーデター直後の1961年7月、軍事政権が外交政策、特に対米交渉の状況や方針などを確認するために組織した対米交渉案作成特別委員会の報告書を詳しく見る必要がある⁴⁹。同委員会は日韓関係についても検討していたが、以下の点は注目に値する。

まず、日韓関係に関する問題を、財産請求権に関するものと、通商および経済協力に関するものの、大きく2つに分けているという点である。これは請求権問題がうやむやにされることをおそれる社会的不安を反映したものである。次に、経済協力についての認識である。委員会では貿易不均

⁴⁹『대미경제관계 교섭안내용 각항에 대한 연구보고서』（1961年）（韓国・外交部外交史料館、登録番号：1271、分類番号：751.1）。報告書では、米韓関係や、米国の援助についての概況および援助運営方式の再調整、長期経済開発計画支援および失業者就業対策などが最初に検討されている。後半部では、米国商品購買政策の廃止、特別安定基金2,000万ドルの使用条件撤回、米韓間における諸協定の再検討および是正、日韓関係の再調整を懸案として扱っている。

衡の改善を主要課題として挙げていた。1950年以降、対日貿易は毎年入超を記録していたが、その主な理由について、委員会は、輸入禁止から数量制限、関税障壁に至るまで、日本が様々な方法を使って韓国からの輸入を制限しているためであると判断していた。このような状況に手を打たないまま、援助や借款について論じることは矛盾であるというわけである。

したがって委員会は、韓国の国際的地位や経済状況の向上を日本が心から望んでいると言うのであれば、「韓国への経済協力について云々」する前に、韓国製品の輸入制限を緩和すべきであるという結論を下した。また、日本が輸入を制限している海苔や、鮮魚、冷凍魚、無煙炭、黒鉛、畜産物などの輸入自由化交渉を提案した。つまり、韓国は、経済協力の意義を互惠平等の原則に基づいた貿易の増大に求め、この点を日本政府に要求しようとしていたのである。

日韓新政府間の貿易問題が初めて議論されたのは、翌8月、5・16軍事クーデター後の韓国政情を視察するため、前田利一外務省北東アジア課長が韓国を訪問したときのことであった。前田の訪韓に先立ち、外務部は、経済協力問題について韓国から先に話を切り出す必要はなく、経済関係部処でもこの問題については一切言及してはならない、と通達した。前田のほうから話を切り出してくれば、日本が考える経済協力の内容とは具体的に何であるのかを聞き返すという戦略であった。また、前田から経済関係の発言を求められた場合、1次生産物に対する輸入制限の緩和を強く求めるという方針を立てた⁵⁰。

経済企画院、商工部、外務部の関係者との会談で、前田は韓国の経済再建を支援するため経済協力を行いたいという原論的な立場を明らかにした。

⁵⁰ 外務部政務局「일본 외무성 마에다 과장 방한 시 토의할 사항」(1961年8月7日)『마에다 (前田) 일본 외무성 동북아과장 방한, 1961. 8. 7-16』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：864、分類番号：724.62)。しかし、実際には、前田利一との会談の席で、韓国の経済関係部処の官僚は、経済協力などについても話し合っていた。

また、国際協力局（International Cooperation Administration, ICA）からの援助資金を使って日本製の肥料を購入することも要請した。これに対して韓国は、海苔などの大量輸入を求めるとともに、韓国の対日輸出が増えれば、自ずと対日輸入も増えるであろうと答えた。

このような提案に対し、前田はおおむね賛意を示し、できるだけ早く輸入制限を緩和できるよう努めるが、日本国内の零細製造業やその他中小企業の問題、経済関係省庁間の意見の相違など、乗り越えるべき課題がないわけではないと付け加えた。事実、この発言のポイントは、後半部に置かれていた。可能な限り協力すると言いながらも、具体的な成果や目標については触れないというのが、日本の対応の特徴であった。

3. 対日経済協力をめぐる議論の屈折：「善意の民間資本」の導入方針と、先延ばしされた貿易問題の解決

(1) 「善意の民間資本」の導入方針

張勉政権と軍事政権はともに、請求権と経済協力とは別物であること、経済協力は修交後に推進すること、の2つの主張を前面に押し出していた。しかし、経済開発計画を推進するにあたり莫大な資金を必要としていた軍事政権の内部では、経済協力の可能性について早い時期から関心を示していた。

そのような意向が初めて明らかにされたのは、1962年のことであった。年頭の施政演説において、朴正熙議長は、請求権問題を解決した後に国交を正常化し、その次に経済協力を検討する、という対日交渉の原則を再確認した⁵¹。しかし、この頃から、このような原則とは異なる動きが見られるようになる。1月末、日本のマスコミは、韓国の経済開発計画に協力す

⁵¹「朴議長施政演説全文」『東亞日報』1962年1月6日、1面。

るため、日本政府は目下、経済調査団の派遣について検討中である、と報道した。修交前であっても広範な経済協力が必要であるという日韓問題懇談会の見解を石井自民党副総裁が池田首相に伝え、決断を促したという報道もある⁵²。

その直後、池田首相は、衆議院予算委員会における社会党からの質疑に対して、民間調査団の韓国訪問を政府が妨げることはできないと応答した。ひとまずは現状調査をするだけであり、訪韓と出資ないし投資とは別問題ということであった⁵³。修交に先立ち経済協力を進めているという疑惑が浮かび上がるや、政府ではなく民間の活動という論理で、疑惑追及の矛先をかわそうとしたわけである。折悪しくも、このような論理は、韓国に引き継がれることになる。

2月初め、蔚山工業地区^{ウルサン}の起工式に出席した朴正熙議長は、経済協力は修交後に行うという原則に変わりはないが、民間の友好的な協力であれば、修交前であっても差支えないと述べた⁵⁴。これがいわゆる「善意の民間資本」の許容方針である。続く同月20日、「国交正常化以前における、日韓間の民間経済協力に関する政府方針」（韓国語の原題は、閣議議決案件第326号「国交正常化前 韓日民間経済協力에 관한 政府方針」）が、閣議において採択された。従来の方針どおり、政府間の経済協力は修交後に行うが、特定の前提条件を満たす場合には民間の経済協力も認められうることを骨子としていた⁵⁵。

⁵²「日、對韓經協 摸索」『京郷新聞』1962年1月26日、1面；「對韓經濟協調檢討日、調査團派遣도 考慮」『東亞日報』1962年1月26日、1面。

⁵³「調査團 派韓과 投資는 別個」『東亞日報』1962年1月30日、1面。

⁵⁴「國交正常化前이라도 民間投資門戶開放 朴議長、蔚山에서記者會見」『東亞日報』1962年2月4日、1面。彼は2月17日、光州で行われた記者会見でも、我々にとって役立つ民間経済協力は、日韓会談に影響を及ぼさない範囲で受け入れる心づもりであることを再度明らかにした（「韓美行政協定 早速 締結할터 朴正熙 議長、光州서記者들과會見」『東亞日報』1962年2月18日、1面）。

⁵⁵「국교정상화전 한일간 민간경제협력에 관한 정부방침(안)(제14회)」(1962年2月20日)（『각 의상정안건철(제12회~14회)』）(韓国・國務會議記録)。

もっとも、この段階では、このような方針が政府レベルで追認されていたわけではなかった。この発言の直後、複数の外務部関係者が「完全に理解しているわけではないため」、自信はないが、自分たちとしては「従来の原則に変わりはないとしか申し上げられない」と述べている⁵⁶。1961年12月、外務部の内部で経済外交政策が検討された際にも、主務部署である通商局は、日韓会談において請求権問題を解決した後でなければ、日本との経済協力に関する公開議論は不可能であるという立場を取っていた。要するに、上記の朴正熙の発言は、内部での十分な検討をもとにしたものではなく、最高権力者の意向を一方向的に表わしたものであった。

早期の外資導入を切実に望んでいた権力集団の本音がさらにくっきりと浮かび上がってきたのは、1962年11月の大平正芳—^{キムジョンピル}金鍾泌会談であった。周知のように、この会談で両国は、無償3億ドル、有償2億ドル、民間商業借款1億ドル以上で請求権問題を解決することに合意した。いわゆる経済協力方式である。特に、民間商業借款は即時実行可能とされたため、ここに経済協力をめぐる本格的な議論の口火が切って落とされることになった。

しかし、対日交渉を主管する外務部は、民間借款の導入をめぐる政府レベルでの交渉に際しては慎重を期さねばならない、という態度を維持していた。先に述べた1962年初めの閣議議決からも分かるように、民間借款交渉に政府が直接介入することはできなかった。また、外務部は、対日外資の導入については、法手続の問題だけにとどまらず、政治的側面、つまり日韓会談における請求権交渉との関係についても考慮すべきであると考えていた。会談の最中であるため、慎重に行動する必要があるということであった⁵⁷。

⁵⁶「援助대신 登場한 經濟協調」『東亞日報』1962年2月5日、1面。

⁵⁷外務部「일본의 민간차관 획득을 위한 정부간 교섭」(1962年11月8日)『대일본 의안수력발 전소 건설자재 차관 도입』(韓國・外交部外交史料館、登録番号：1661、分類番号：761.65)。

もっとも、流れを変えることは困難を極めた。すでに両国の財界を中心に、様々な形での経済協力が模索されはじめていた。その1つとして、1962年1月、日本の閣議が、韓国に対する無為替・延払い取引を認める決定をするなかで浮上した保税加工貿易を挙げることができる。閣議の直後、韓国を訪れた日韓保税加工調査団は事前調査まで行っていた⁵⁸。これ以外に、借款と類似する資本財の延払い取引も挙げることができる⁵⁹。三星物産と神戸製鋼による蔚山肥料工場建設の件や、和^{ファイ}一産業と日綿實業による衣^{ウィアム}巖水力発電所建設の件のように、政府の動きをいち早く嗅ぎ付けて動き出した業者を中心に、資本財の導入をめぐる商談が相当な段階まで進んでいた。韓国の国営企業である韓国電力が、日本の民間企業である丸紅と接触した昭陽江^{ソヤンガン}水力発電所の件もあった⁶⁰。経済政策を統括する経済企画院は、上記案件に関する対日交渉を、外務部と駐日代表部とが直接取りまとめるよう要請した。

1963年初めになると、日韓会談でも資本財の延払いの問題が議論されるようになった。3月、首席代表による予備会議の席で、日本は、修交に先立ち対韓延払い輸出を検討しているという池田首相の発言に言及しながら、それに対する韓国の見解を問うた。韓国は、外務部に対して正式な報告が行われたわけではないが、報道によれば、商工部長官は、長期延払いを条件とする資本財であれば歓迎するという立場であるようである、と答え

⁵⁸ 「日實業人團入京」『京郷新聞』1962年2月20日、1面。

⁵⁹ 延払いとは、代金の決済を一定期間遅らせることを意味し、厳密には貿易取引の一種である。しかし、導入対象が資本財という点において、借款の一種と見ることでもできる。この時期、日韓間の経済協力が、借款ではなく延払いの形で議論されていたのは、当時の韓国の国内法では未修交国との資本取引が不可能であったためである。

⁶⁰ 蔚山肥料工場建設については『대일본 비료공장건설 차관도입』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：1291、分類番号：761.65)を、衣巖水力発電所建設については前掲『대일본 의 암수력발전소 건설자금 차관도입』を、昭陽江水力発電所建設については『대일본 윤활유 공장 건설 차관도입』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：1662、分類番号：761.65)を参照されたい。

た⁶¹。

駐日代表部は、近い将来、日本から具体的な提案がなされるであろうと判断し、本部に交渉方針の策定を要請した。報告に接した外務部は、「日本の対韓投資、借款、経済協力の範疇に属する延払い輸出」は、現行法上、国交正常化後でなければ不可能であるが、近年、日本政府が実施を検討している延払い輸出が、純粋に貿易形式のものであるならば、具体的な条件や内容について検討した後、方針を定めることも不可能ではないと答えた。民間企業による商談や、日本政府からの質疑、韓国の経済関係部処からの要請など、一連の状況は、韓国政府に対して、はっきりとした立場を政府レベルで打ち出すことを要求していた⁶²。

1963年4月、外務部は、修交に先立つ経済協力の方針を具体化するため、経済外交調整委員会の招集を要請した⁶³。この時点では、外務部も、経済

⁶¹ 駐日代表部—外務部「한일 예비절충 제29차 회의 회의록 송부」(1963年3月7日)(한국학술정보編『한일회담 청구권 관련문서』(以下、『청구권 관련문서』) 34号、2005年、191～193頁)。

⁶² なお、韓国の国内法令にも解決しなければならない矛盾があった。当時、関連法である「外資導入促進法」と「長期決済方式による資本財の導入に関する特別措置法」とでは、外資の導入対象に関する規定が異なっていた。前者は、法の適用対象を、韓国と外交関係がある国の国民および外国に10年以上永住する韓国国民(在外同胞)に制限することによって、未修交国である日本を排除したのに対し、後者は、国民経済の発展のために必要であると認められる事業の場合には、閣議の議決を条件として、未修交国の国民も対象に含めていた。それゆえ、対日経済協力を開始するためには、政府が一元的な方針を確立し、制度的にもそれを裏付ける必要があった。

⁶³ 外務部「경제외교조정위원회 회의 소집」(1963年4月16日)、外務部「경제외교조정위원회 회의자료」(1963年4月20日)『국교정상화 이전의 한·일본 경제협력정책』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：1270、分類番号：761.1)。これらの文書は、太田(2008)や吉澤(2015)の研究でも紹介されている。吉澤の研究では、これらの文書も含めて、1963年から1964年の借款交渉についても詳細な分析が行われている。もっとも、本稿は以下の点で太田らによる先行研究と違いがある。まず、文書の作成経緯をより詳しく明らかにしたという点である。本文および脚注64において述べているとおり、これらの文書は、外務部が能動的に作成したものではなく、経済的企画院の要求や政府の方針にしたがって作成したものである。次に、当時の韓国政府の経済協力量針についての強調点が異なっているとい

関係部処の立場にしたがう方向に方針転換をしていたものと思われる。外務部は、準備した会議文書のなかで、対外的には、日本がコロンボ計画や、開発援助委員会（Development Assistance Committee, DAC、1961年9月に発足したOECDの下部機関）など、様々な国際機関において援助国として活動しているだけでなく、アジア地域の経済協力にも大きな比重を占めるようになってきていること、対内的には、経済開発計画が進められていることを考えると、対日協力は避けられないと述べている⁶⁴。

同年5月、経済企画院は、「国交正常化以前における対日外資の導入方針（案）」を作成し、調整委員会に上程したが⁶⁵、ここでは以下の4つの原則が定められていた。まず、政府事業および政府企業事業のための対日外資導入につき、事業の適格性や対日外資交渉の資格の有無は、経済閣議での議決を経て認められる、ということである。次に、民間事業のための外資については、政府から外資導入適格事業として選ばれ、しかも、対日交渉が認められた場合にのみ可能である、ということである。第3に、民間事業の外資導入については、請求権とは関連させず、契約上もこのことを明記する、ということである。最後に、対日交渉については、駐日代表部と

う点である。太田や吉澤、李 旼 珍^{イヒョンジョン}（이현진）（2010）などの研究では、概して、韓国政府が経済協力（借款）交渉に乗り出しながらも、それと請求権とは別物であるという原則を固守していたという点が強調されている。また、そのため借款交渉においても慎重な立場を取っていたと評価されている。しかし、本稿では、韓国政府が「先国交、後経済協力」の原則を放棄して、経済協力を積極的に乗り出した過程に注目した。

⁶⁴ もっとも、外務部がそれまでの慎重な態度を完全に捨てたわけではなかった。文書の全体的な趣旨は、対日外資導入に関係する国内制度の矛盾や、外資導入が日韓会談や国内経済に及ぼす影響などを鋭意検討し、経済協力の範囲や対象に関する方針を事前に明確にする必要がある、というものであった。つまり、修交前であっても経済協力を推進するという方向に政府全体が傾いているなかで、外務部も交渉担当部署として経済協力の推進に必要な手続きの準備に取りかかるということを明らかにする立場に近かったとすることができる。

⁶⁵ 経済企画院「국교정상화 전 대일본 외자도입 방침」（1963年5月23日）（前掲『국교정상화 이전의 한·일본 경제협력정책』）。

協力しながら進め、日本滞在中の活動については、駐日代表部に随時報告する、ということである。

請求権と民間外資の導入とは別物であるという原則は、依然として有効であったが、経済閣議議決など政府審議により、実質的には政府、民間事業ともに外資導入が可能になった⁶⁶。政府（駐日代表部）が、外資導入商談（交渉）に直接関与するという方針も確認された。同案は、7月4日の第50回次官会議（「国交正常化以前における対日外資の導入方針」（韓国語原題は「國交正常化前對日本外資導入方針」、案件第815号）を経て、7月30日の第76回閣議において、「対日長期決済方式による資本財の導入手続」（韓国語原題は「對日本長期決済方式에 의한資本財導入節次」）として議決された⁶⁷。

このように、韓国政府は、内部での検討を経て、対日資本財導入のための制度を作り上げた。その後、外交経路を通じた民間借款交渉の支援にも積極的な動きを見せた。このようにして修交に先立って経済協力は行わないという当初の原則は形骸化されるに至った⁶⁸。

(2) 先延ばしされた貿易問題の解決

貿易問題については、以前からしばしば韓国が問題提起をしていたが、

⁶⁶ いっぽうで、商工部は、対日経済協力の受け入れ原則や、国内経済に与える影響、状況計画などを細かく検討しなければならないという趣旨で部処の立場を返信した。経済関係部処の立場も一律的なものではなく、対日従属を危惧する見方も依然として存在したことが分かる（商工部「국교정상화 전 한일 경제협력 (회보)」(1963年5月27日)（前掲『국교정상화 이전의 한·일본 경제협력정책』）。

⁶⁷ 『국교정상화 전 대일본 외자도입방침』(1963年7月30日)『차관회의록 (제49회-79회)』(韓国・國務會議記録)；『대일본 장기결제방식에 의한 자본재도입절차』(1963年7月30日)『각 의상정안건철 (제55회-76회)』(韓国・國務會議記録)。

⁶⁸ もっとも、すぐに目に見える成果が出たわけではなかった。他の先進諸国との競争関係などを考慮し、対韓経済協力の早期実施が望ましいと考えていた外務省の立場が、相対的に消極的であった大蔵省や通産省などの経済関係省庁の反対にあったためである。民間での商談をもとにした政府レベルでの資本財導入交渉が本格化するのには、1964年半ば以降のことである。詳しくは、신재준、前掲論文、2019年、84～97頁を参照されたい。

1964年6月以後、日本が提案した対韓緊急援助について議論する過程で再度、問題になった。緊急援助は、1964年6月の日韓会談反対運動（6・3抗争）により韓国の政情や日韓会談の先行きが不透明になったことをきっかけに、日本が提案したものである⁶⁹。6月11日に行われた首席代表の非公式会議において後宮虎郎外務省アジア局長は、政府高官や外務省を中心とする事務当局が、韓国の急を要する経済状況に対する協力方式として、消費財の緊急延払い輸出を検討していることを明らかにし、韓国に意見を求めた⁷⁰。

注目すべきは韓国の反応である。資本財の延払いとは異なり、韓国が積極的に対応することはなかった。裴義煥^{ベウイファン}大使は即答を避け、日本がプラントを韓国に輸出し、貿易においても韓国からの輸入を増やせば、韓国人の対日感情も少しは和らぐであろう、と述べた。また、韓国における対日経済協力の第1指令は、輸出の増大であり、貿易不均衡をある程度、是正する必要があると付け加えた。同席した李圭星^{イギョソン}参事官も、過去15年間、両

⁶⁹ 同様の性格の議論はこれ以前から存在した。例えば、1963年初頭、外務省は、韓国が経済的困難を克服するために消費財の延払いまたは後払いを求めてきた場合、中国共産党やインドネシアに対して行った先例と同等のレベルでこれを行うという方針を準備していた（外務省「対韓無償及び有償供与実施大綱（試案）」（1963年2月21日）국민대학교 일본학연구소・동북아역사재단編『韓日會談 日本外交文書』60巻、선인、2010年、333～341頁。なお同書に掲載された資料は日韓会談文書等管理委員会が管理する「日韓会談文書 情報公開アーカイブス」（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunso/index.php>）でも閲覧可能である。文書番号は1891。以下では『韓日會談 日本外交文書』の掲載頁の次に、同アーカイブスで公開されている文書番号を〔no.〇〇〕という形で併記する）。また、1963年9月～10月頃には商品援助についても議論された（外務省経済局アジア課「韓国よりの肥料延払輸出要請に関する件」（1963年9月20日）、同上書、64巻、88～90頁〔no.1904〕、外務省経済協力局経済協力課「在京韓国代表部李参事官の甲斐経済協力局長来訪に関する件」（1963年10月5日）、同上書、64巻、91～95頁〔no.1904〕）。

⁷⁰ 「대표부-외무부 (제8차 수석대표간 비공식회담 보고)」(1964年6月11日)『청구권 관련문서』44巻、2006年、336～337頁、339～344頁。外務省のこのような提案の根底には、韓国が共産化せず、日本に友好的な国家として存在することが、日本にとっては国家的利益であるという考え方、換言すれば韓国を反共国家として維持するという対韓政策の目標があった（外務省「韓国に対する当面経済協力問題に関する基本的な考え方」（1964年7月29日）、前掲『韓日會談 日本外交文書』68巻、297～307頁〔no.1908〕）。

国の貿易関係は正常でなく、根本的に相互主義の原則にしたがうべきであると述べた。

次の会議において、韓国は、対日経済関係の基本方針は、貿易赤字の是正を通じた経済の体質改善であることを明らかにした。緊急援助の申し出はありがたいが、食糧事情もさほど深刻ではなく、そのうえ、消費財の導入が韓国経済の発展に根本的に寄与するわけでもない、と付け加えた⁷¹。その後も韓国は、首席代表はもとより、事務方など様々なルートを通じて、赤字改善についての必要性和希望を日本側に伝えた⁷²。

貿易不均衡を改善するための措置として韓国が重視したのは、1次産品の輸出増大を妨げている日本政府の輸入禁止ないし制限を廃止または緩和させることであった。その理由は、当時、韓国は貿易構造上、農水産物や鉱産物など1次産品の輸出の割合が全体の半分以上を占めていただけでなく、これら1次産品の多くが日本に輸出されていたためである⁷³。

これらのうち海苔について見る。植民地期、海苔は、主に日本に移出されていたが、解放後、日本への輸出が減少したことにともない、養殖業は困難に直面した。そこで韓国は、現在の輸入割当制（年間100万束）を廃止し、

⁷¹「대표부-외무부 (제9차 수석대표간 비공식회담 보고)」(1964年6月24日)『장기결재방식에 의한 대일본 자본제도입』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：1293、分類番号：761.66)、346～349頁、351～358頁。

⁷²外務省アジア局北東アジア課「経済協力問題等に関する韓国側申出について」(1964年6月25日)、前掲『韓日會談 日本外交文書』68巻、222～224頁 [no.1908]。例えば、裨義煥—黃田多喜夫(外務省次官、6.15)、金顯哲ネムヒョンチョル(行政計画調査委員会委員長)・裨義煥—吉田茂(6.30)対談などがある(「대표부-외무부」(1964年6月15日、7月1日)、前掲『장기결재방식에 의한 대일본 자본제도입』)。

⁷³例えば、1964年当時、水産物の輸出における対日依存度は68%であり、鉱産物は73.5%に達した。対米依存度が高かった生糸(76.6%)、合板(97.9%)、衣類(62.5%)などは、項目がはっきりと分かれている(韓日経済共同調査團編『韓日經濟協力の 方向과 그 背景』韓國生産性本部日本經濟調査協議會、1965年、298頁、400頁)。水産物のなかでも特に対日輸出の割合が高かったのは、活魚、魚介塩辛類、海苔であり、ほぼ100%日本に輸出された(商工部編『商工白書』商工部、1971年、440～446頁)。

自由化するか、少なくとも割当量を500万束に増やすことを要求した。また、関税の引き下げも要求事項の1つであった。当初、日本は輸入価格に対して15%の関税を賦課（従価税）していたが、1961年6月、1束につき200円の関税を賦課（従量税）する方式に課税方式を変更した。1束200円という従量税は、従価税に換算すると40%以上になる。つまり、1961年6月を境に税率が一気に跳ね上がったのである。さらに、輸入時期に関する制限の廃止（日本は、日本における海苔の生産期間を避け、輸入時期を4月から9月に制限していた）や、複雑な流通構造の改善も要求事項の1つであった⁷⁴。

また、製造業分野では、保税加工貿易に関する様々な制限措置の改善を要求した⁷⁵。保税加工は、契約を通じて、契約締結国から原料または半製品を無償で輸入し、これを保税工場または保税地域において製品化し、委託国に再輸出または第3国に輸出する貿易形態をいう。当時、韓国は、保税加工の原料を主に日本から輸入していたが、実際には無償ではなく、有償で輸入することが多く、日本への加工品の再輸出も極めて少なかった。つまり、名称とは異なり、実質的には一般加工貿易と大して変わらなかったのである。そのため、韓国は原材料や機械の無為替輸入（輸出）や、日本への再輸出時にかかる関税の引き下げを要求したのである。それ以外に、日本政府が両国の漁業の競合や、「平和線」（李承晩ライン）、漁船拿捕などを理由として、1950年代初めから事実上禁止していた漁船や漁具の輸出許

⁷⁴ 海苔は、日本海苔輸入協会を通してのみ輸出することが可能であったが、中間流通経路が複雑なため、日本での卸・小売価格と輸出価格との間には大きな差があった。例えば、1963年の場合、韓国における海苔の輸出価格は1束当たり1.2ドルであったが、これに対して、日本国内の卸売価格はほぼ2倍に当たる2.31ドルであり、小売価格は卸売価格の1.8倍の4.08ドルに達した。つまり、韓国としては海苔を安価で輸出しながらも、日本での小売価格が高いため、価格メリットを生かせない状態にあったというわけである（신재준, 前掲論文, 2019年, 101~102頁）。

⁷⁵ 1960年代初めまで、保税加工が総輸出に占める割合はさほど高くなかったが、これといった資源や資本がなくとも加工賃を得ることができるという点で、業界はもとより、政府レベルでも育成に対する意思が強かった。

可も重要な要求事項であった。

以上のような、赤字改善のための要求は、駐日代表部だけに任された課題ではなかった。外務省の職員が、政情を視察するため韓国を訪問した際、外務部の鄭一永チョンイルヨン次官と金正泰キムジョンテ東北アジア課長は、緊急援助も重要であるが、この種の協力は請求権資金の事前授受に当たると野党から常に批判されてきた、と述べた。そのため、大幅に増やさなくとも、輸入を増やすことが重要である、と彼らは強調した。特に、日本は貿易の自由化を促進しながらも、韓国からの輸出品の大部分を非自由化品目に指定していたため、韓国国内にはこれを対韓規制、あるいは高圧的な立場から交渉を有利に導こうとする措置とみなして、不満の声を上げている者も少なくないと指摘した⁷⁶。

貿易の拡大均衡をめぐる議論のコンテキストについて注目する必要がある。外務部の関係者は、対日経済協力は日本による経済支配につながる、という韓国人の不安を和らげる必要があると強調した。そのためには、対日輸出を増やす必要があった。まさに対日輸出の増大こそが、貿易と経済協力とを結びつける鍵であり、韓国が一貫して望んでいた経済協力のあり方であった。

米国、とりわけ駐韓米国大使館関係者も、この問題について日本の決断を促していた。1964年7月11日、バーガー (S. Berger) 駐韓大使は、米国への帰国途中、日本に立ち寄り、黄田多喜夫外務省事務次官と韓国事情や日韓関係について意見を交わした。また、黄田との対談に先立ち、外務省を訪問して後宮外務省アジア局長とも意見交換を行った。バーガーは、韓国人の日本観を改善するためにこれまで日本が努力してきたことについて尋ねるとともに、1次産品はもとより、合板やラジオなども少しずつ輸入す

⁷⁶ 広瀬節男外務省アジア局参事官、小和田恆同省条約局事務官「韓国視察出張報告」(1964年7月25日)、前掲『韓日會談 日本外交文書』68巻、491～529頁 [no.309]。

るようにし、韓国人の雇用増大に努めるよう勧告した。彼は、韓国の収入額の増大に大きく寄与するわけではないが、韓国人の対日不信感を減らすための措置として、合板やラジオなどの輸入は非常に効果的であろう、と述べた。また、韓国人の印象に残るよう、毎回大きく宣伝するとともにドラマチックに演出すべきである、という助言もした⁷⁷。

このような提案を受けて、日本政府は、経済協力方案を大まかに検討した(表2)⁷⁸。しかし、日本の態度は全体的に消極的なものであった。1次産品の場合、その輸入が韓国人の対日感情の緩和に役立つのであれば、国内の需給事情にしたがい、韓国の要求にある程度応じることは可能である、という立場であった。しかし、このような立場は、状況によって変わる余地があり、それまでの措置を根本的に変えようとするものではなかった。これと同様に、保税加工についても、可能な措置について引き続き検討すると述べるだけで、具体的かつ可視的な措置が取られることはなかった。漁船についても、拿捕事件が発生していない場合に限るという条件を付けて輸入の増大を「検討」した。成果と言えるものがあるとするれば、一連の議論において、韓国が要求した貿易会談の開催に合意したことくらいである。

韓国にとって、この時期の貿易問題は、請求権問題を経済協力方式によって解決しようとする日本の動きに対抗するために提起した問題であった。この点において、貿易不均衡の改善は、韓国の意図、または韓国が望んで

⁷⁷ バーガーは、日本は韓国と比べて何といっても大国であるため、日本が先に譲歩しなければならないと付け加えた。いっぽうで、駐韓米国大使館のドハティ (E. Doherty) 公使やハビブ (P. Habib) 参事官も、交渉の進展を図ろうとするならば、貿易拡大を真剣に考慮すべきであると述べた(外務省アジア局北東アジア課「前駐韓バーガ米大使との内話に関する件」(1964年7月13日)、前掲『韓日會談 日本外交文書』68巻、377～392頁〔no.1682〕)；前掲「韓国視察出張報告」、前掲『韓日會談 日本外交文書』68巻、377～392頁〔no.309〕。

⁷⁸ 外務省北東アジア課「韓国に対する援助問題(第2改正案)」(1964年6月29日)、前掲『韓日會談 日本外交文書』68巻、225～238頁〔no.1908〕。

表2 日本の対韓経済協力（貿易）案（1964年7月、外務省）

	品目	先方第1次希望	第2次希望	わが方措置案
1. 農産物、畜産物、鉱産物輸入	のり	①自由化 最低限年間500万束輸入割当 ②関税を従価税15%以下とする ③輸入時期制限（4～9月）の撤廃 ④輸入業者指定制度の撤廃	250万束輸入割当	本年度追加割当50万束（割当済を加えると250万束）
	するめ	自由化 少なくとも本年10万ピクル（約250万ドル）輸入割当	8万ピクル（約200万ドル）輸入割当	本年度追加割当200万ドル（割当済を加えると300万ドル）
	ぶり	自由化	130万ドル	
	さんま	自由化		
	その他 FA 魚介類	自由化		
	あじさば	自由化	数万ドル輸入割当	
	生牛 生豚 枝肉	自由化 検疫期間短縮 検疫頭数増加	生豚年間3万頭位の長期契約	生豚年間3万頭程度の輸入を可能ならしめるよう外貨割当増大 検疫制度は現行制度維持
	無煙炭	自由化	30万トン輸入割当	30万トン輸入割当
	鱗状黒鉛	関税低減	関税低減	現在のところ関税低減困難
	土状黒鉛	自由化		自由化困難
	葉煙草	自由化	500トン買付	500トン試験輸入
米	14,000トン買付	14,000トン買付		

	品目	先方第1次希望	第2次希望	わが方措置案
2.	漁船輸出	漁船、漁具の輸出許可		漁船輸出の適否性について検討を続ける 漁具については輸出を禁止していない
3.	保税加工輸出関係	<ul style="list-style-type: none"> —原材料、機械の無為替輸出承認 —半製品輸出許可、とくに金属洋食器類 —製品輸入関税低減 		韓国側保税加工促進につき日本政府が措りうる措置につき検討を続ける

(出典) 経済局アジア課「対韓国経済協力(第2次案)(貿易関係)」(1964年7月28日)『韓日會談日本外交文書』68巻、선인、2010年、225～238頁〔no.1908〕。

いた経済協力の形である、と見ることもできる。しかし、日本の意図、すなわち請求権問題の解決方法として持ち出してきた「経済協力」が、「請求権および経済協力」という形で、日韓協定の締結によって実現されたのとは異なり、韓国が意図していた「経済協力」、すなわち貿易問題はすぐには解決されなかった。1965年以降毎年、日韓間では貿易会談が開かれたが、会談の議題が経済全般に拡大されただけでなく、両国の利害も食い違いを見せたため、成果を出すことは容易でなかった。

目に見える成果を挙げるができなかった根底には、経済協力をめぐる両国の同床異夢があった。韓国のある日刊紙も指摘しているように、「対日交易における大幅な入超を是正できるよう、日本が韓国製品を大量に購入すること」を、韓国は経済協力の根幹に据えていた。これに対して、日本は「工業化を進めている韓国に、自国のプラントを輸入させる」ことに重点を置いていた。したがって、「両国が考える経済協力の距離を縮める努力を抜きにしては、単なる空念仏に終わる公算」が高いという懸念を、

杞憂であるとして一蹴することはできなかった⁷⁹。貿易不均衡を改善しようとする韓国の試みと、自身のまた別の経済的関心事の解決を優先しようとした日本の立場は、修交後も鋭く対立することになった。

おわりに

本稿は、1960年代初め、日韓関係が反転するきっかけになった「経済協力」を素材にして、両国政府がそれを名目として展開した議論の様々な層位を区別することにより、当時の日韓関係の歴史的な性格を批判的に吟味しようとした試論である。

1960年代、経済協力は国際的な趨勢の1つであった。しかし、日韓関係において経済協力は、請求権問題を解決するための政治的手段ないし方法として登場した。それは基本的に日韓会談の膠着状態を打開し、妥結へと導こうとしていた日本政府の能動的な意図、すなわちイニシアティブによって生み出された論理であると同時に、本格的な経済開発を目指していた韓国政府が、最終的に受け入れることになる論理でもあった。

もっとも、韓国政府が、このような論理を最初から素直に受け入れていたわけではない。それは国民感情からしても不可能であった。経済協力と請求権とは別物であると強調したり、会談妥結後でなければ経済協力はできない、すなわち「先国交、後経済協力」の原則を主張したりしたことは、韓国のこのような立場をよく示している。それだけでなく、韓国は「経済協力」をめぐる議論の性格を変えうる、新たな問題や論理も導き出していた。「均衡貿易こそが真の経済協力である」という考え方を正当化の論理として用いながら、両国の貿易不均衡の改善という問題を提起していた。これは「経済協力」をめぐる議論において、韓国の姿勢を守りから攻めに

⁷⁹「社説 韓日経済協力에 대한 雙方의 見解差異」『東亞日報』1964年7月22日、3面。

変えることを可能にする手段でもあった。

しかし、結局、修交よりも先に経済協力をすることはしないという韓国の意思は、早い段階で打ち砕かれた。経済開発のための資本調達を急いでいた韓国政府首脳部は、「善意」または「友好」という、曖昧な基準を掲げ、日韓会談の妥結とは別に、できるだけ早く、日本の資本を受け入れようとした。その過程で、比較的慎重な立場を見せていた外務部の声は小さくなっていき、「先国交、後経済協力」という原則は、事実上、なし崩しにされた。貿易不均衡を改善しようとした意図も貫徹されることはなかった。双方の立場を調整するため、貿易会談を開くことで合意したが、これは後々まで続くことになる問題の幕開けに過ぎなかった。

この時期に登場した、経済協力が複数の文意を持っているという事実は、とても興味深い。日本の意図（請求権の解決論理）と、韓国の意図（貿易不均衡の改善論理）または見方が異なるという点も興味深いが、それ以上に興味深いのは、前者は現実になったのに対し、後者は長期未済になった、という相反する結末である。要するに、前者は実質的に貫徹されたが後者は挫折した、というわけである。このような事実は、この時期の経済「協力」の範囲が、部分的ないし限定的であったことを示唆している。つまり、請求権の解決という面では協力的であるが、貿易不均衡の改善という面では非協力的であるという、いわば選択的「協力」であった。さらに、このことは、選択的あるいは部分的な経済協力が媒介した国交「正常化」のプロセス自体が、相互に対等ではない、日本に傾いた状況で展開された可能性があることを意味している。このように「傾いた正常化」が1965年以降、両国の関係にどのように反映されたのかについても、吟味してみる必要があるであろう。

参考文献

○史料

〈日韓會談全般〉

外交文書(所蔵：(日本) 外務省外交史料館、(韓国) 外交部外交史料館)

국민대학교 일본학연구소·동북아역사재단編『韓日會談 日本外交文書』1~103卷、선인、2010年。(一部)

한국학술정보編『한·일회담 청구권 관련문서』1~94卷、한국학술정보、2005年。(一部)

〈米国外交文書〉

FRUS 1961-63, Vol. XXII, China; Korea; Japan.

○新聞·雜誌

〈朝鮮語〉

『京郷新聞』、『東亞日報』、『每日經濟新聞』、『朝鮮日報』

『經協』、『비즈니스』、『思想界』、『新東亞』

〈日本語〉

『國際政治』、『エコノミスト』、『朝鮮研究月報』、『世界週報』、『코리아評論』、『世界』

○著書·論文

〈朝鮮語〉

국가기록원編『1960년대 초반 한미관계：1961~1963 (상)』국가기록원、2006年。

國際經濟研究院編『戰後國際經濟 30年史 (3) 經濟協力篇』國際經濟研究院、1977年。

金東祚『回想 30年 韓日會談』中央日報社、1986年。

다케다 하루히토、최우영訳『고도성장』어문학사、2013年。

류상영「한국의 경제개발과 1960년대 한일 경제관계 -민간 경제외교를 중심으로」『한국 정치외교사논총』24卷2号、2003年2月。

박진희「한·일협정 체결과 '지역통합전략'의 현실화 -한·미·일 3국의 인식과 대응을 중심으로-」『역사와 현실』50卷、2003年12月。

박태균「한일협정 과정에서 나타나는 미국과 일본의 이해관계와 그 특징」한일관계사연구논집 편찬위원회編『해방 후 한일관계의 쟁점과 전망』경인문화사、2005年。

——『원형과 변용：한국 경제개발계획의 기원』서울대학교 출판부、2007年。

商工部編『商工白書』商工部、1971年。

신재준「1963~65년, 박정희 정부의 교포재산반입제도 운용」『한국문화』69号、2015年3月。

- 「1959년 이승만 정부의 대일통상중단조치와 미국」 『역사비평』 115호, 2016년5월.
- 「반환점을 넘은 한일회담, 출발점에 선 그 이후의 한일관계 연구 [서평] 吉澤文寿編 (2019), 『歴史認識から見た戦後日韓関係: 「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』, 社会評論社, 336쪽」 『인문논총』 77卷1호, 2020년2월.
- 오오타 오사무·송병권·박상현·오미정訳 『한일교섭: 청구권문제 연구』 선인, 2008년.
- 오타 오사무 「한일청구권협정 ‘해결 완료’ 론 비판」 『역사비평』 129호, 2019년11월.
- 요시자와 후미토시, 이현주訳 『현대 한일문제의 기원: 한일회담과 ‘전후 한일관계’ 일조각』, 2019년.
- 유의상 『대일외교의 명분과 실리: 대일청구권 교섭과정의 복원』 역사공간, 2016년.
- 이동준編訳 『일한 국교정상화 교섭의 기록 (일본 외무성 편)』 삼인, 2015년.
- 이원덕 『한일 과거사 처리의 원점: 일본의 전후처리 외교와 한일회담』 서울대학교 출판부, 1996년.
- 이종원 「한일회담의 국제정치적 배경」 민족문제연구소編 『한일협정을 다시 본다』 아세아문화사, 1995년.
- 이현진 「박정희 정부 초기 대일경제협력정책의 추진과정」 한국정치외교사학회編 『한국근현대 정치와 일본Ⅱ』 선인, 2010년.
- 「국교정상화 이후 한일경제협력 논의의 전개과정」 『사람』 35호, 2010년2월.
- 장박진 『미완의 청산-한일회담 청구권 교섭의 세부 과정』 역사공간, 2014년.
- 財務部・韓國産業銀行編 『韓國外資導入30年史』 財務部・韓國産業銀行, 1993년.
- 전국경제인연합회編 『전경련 40년사』 전국경제인연합회, 2001년.
- 韓日經濟共同調査團編 『韓日經濟協力の方向과 그 背景』 韓國生産性本部日本經濟調査協議會, 1965년.

<日本語>

- 太田修 『日韓交渉: 請求権問題の研究』 クレイン, 2003年 (新装新版: 2015年).
- 「日韓財産請求権「經濟協力」構想の再考」 『歴史学研究』 937号, 2015年10月.
- 木村昌人 「日本の対韓民間經濟外交——国交正常化をめぐる関西財界の動き——」 『国際政治』 92号, 1989年10月.
- 武田晴人 『シリーズ日本近現代史⑧ 高度成長』 岩波新書, 2008年.
- 通商産業省編 『經濟協力の現状と問題点』 通商産業調査会, 1963年・1966年.
- 永野慎一郎・近藤正臣編 『日本の戦後賠償: アジア經濟協力の出発』 勁草書房, 1999年.
- 日韓經濟協会編 『日韓經濟協会30年史』 日韓經濟協会, 1991年.
- 吉澤文寿 『戦後日韓関係: 国交正常化交渉をめぐる』 クレイン, 2005年 (新装新版: 2015年).
- 『日韓会談 1965: 戦後日韓関係の原点を検証する』 高文研, 2015年.

——編『五〇年目の日韓つながり直し：日韓請求権協定から考える』社会評論社、2016年。

——編『歴史認識から見た戦後日韓関係：「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年。

李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I 東アジア冷戦編』法政大学出版局、2011年。

○その他

「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」

(<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbnikka/index.php>)

「韓国・国務会議記録」(<https://theme.archives.go.kr/next/cabinet/viewMain.do>)

よしかわあや こ
(吉川絢子 訳)